



中小企業にとって過度な負担となっている取引慣行、  
手形支払に係る各ワーキンググループからの  
中間報告の概要

平成21年4月

中小企業庁

## 取引慣行ワーキンググループ 報告書概要

### 【背景】

現下の景気悪化のしわ寄せが一方的に下請企業に集中することがないよう、中小企業にとって「過度な負担」となっていると考えられる取引慣行の解決を図ることが重要である。

同時に、合理性を欠く取引慣行は、取引の各段階に無駄を生じさせることから、産業の競争力維持の観点からも、こうした課題の解決に取り組む必要がある。

### 【概要】

事前に行った予備調査や、下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下、「下請ガイドライン」という)において取り上げられている事例から、取引慣行の問題点を洗い出し、解決に向けた具体的方策の検討を行った。

#### (1)下請代金法について

下請代金法の運用の明確化を図ることは、事業者の予見可能性を高めるとともに、違反行為の未然防止を図る上でも重要である。このため、下請代金法に関連した事例を精査し、現行の運用基準等を見直すことによって法運用の一層の明確化に資する違反事例や分かりやすい解説等を示すことが有効である。

#### (2)ADR等について

損害賠償請求や取引停止通告等への対応は、個別の下請企業にとって重大かつ深刻な問題であることから、迅速・簡便な解決方法の整備・拡充が急務となっている。このため、「下請かけこみ寺」が実施するADRや弁護士相談事業の機能・体制を一層強化するとともに、積極的な周知啓発を実施していくことが必要である。

#### (3)下請ガイドラインについて

下請ガイドラインの普及・啓発活動の徹底は、業界としての「新たな取引慣行」を根付かせる意味で重要な取組みであることから、業界と国とが連携し、更なる取組みの充実や適切なフォローアップ等を実施していくことが重要である。同様に、未策定業界の実情を踏まえつつ、策定に向けた取組みを支援することも重要である。

#### (4)その他

下請取引の適正化を実現するために、中長期的視点から取り組むべきいくつかの検討課題を抽出した。

### 【背景】

近年、手形の活用は大幅に減少しているものの、下請取引における支払手段として広く用いられている。一方で手形による支払いは、その仕組み上、下請事業者に資金繰りコスト、割引コスト、親事業者の倒産リスク等を負わせるものであり、改善に向けた取組みが求められている。

### 【概要】

#### 1. 基本的な考え方

- (1) 下請代金の支払は、給付を受領してから60日の期間内に現金で支払うことが原則であるということを明確化し、満期が下請代金の支払期日後でなければ到来しないような手形による支払は認めないという方向で運用を厳格化していくことが必要。
- (2) ただし、実体経済に与える影響を考慮し、こうした運用の徹底までに一定の経過期間を置くとともに、親・下請事業者の双方に周知徹底し、産業界の理解を浸透させることが必要。併せて、中小親事業者の資金繰り対策など、導入円滑化施策について、今後検討していくことが必要。
- (3) それでも、少なくとも手形の交付によって下請事業者が受けている不利益を排除するための運用改善は、直ちに講ずるようすべき。

#### 2. 講ずべき運用改善策

- (1) 「手形による支払」について、下請事業者がコスト負担やリスクを理解した上で、手形で支払を受けることに明確に合意するようにする。
- (2) 「支払手形のサイト」について、現行の運用基準(120日(90日)以内)を超えるものについては違法とする。  
また、手形サイトの短縮化に向けて、下請ガイドラインなども活用しつつ、業界全体として短縮化への取組を推進する。
- (3) 下請事業者の信用力不足等により割引ができないような場合を「割引困難手形」として明示するとともに、現に割引できなかった場合には、親事業者が、ただちに現金で支払うこととする。
- (4) 「割引手数料」については、親事業者が負担することとする。
- (5) 下請事業者が手形割引により換金できなかった場合や、割引手数料相当額を親事業者が負担しない場合には「支払遅延」となり、遅延利息が発生することになることを明示する。